

その他

【定額減税について】

賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税において減税が実施されています。

しかしながら、「控除対象配偶者以外の同一生計配偶者※」の情報は、納税義務者からの申告がない限り把握できないことから、「控除対象配偶者以外の同一生計配偶者」がいる方については、令和7年度分の個人住民税における所得割額から1万円を減税することになっています。

このことから、令和6年分の源泉徴収票・給与支払報告書等には当該情報を記載することとし、この情報等を活用することで減税を行います。

記載すべき内容につきましては、この手引書1ページ〈「摘要」欄の記載における留意事項〉に示していますので、情報の記載にご協力をお願いいたします。

※納税義務者本人の合計所得金額が1,000万円超で、かつ、配偶者の合計所得金額が48万円以下の者。

【電子申告・納税（eLTAX）について】

地方公共団体が共同で運営する組織「地方税共同機構」が開発・運用するeLTAX（エルタックス）は、地方税に関する様々な手続きを、インターネットを利用して電子的に行うことができます。

この手引書表紙にある利便性以外にも入力時のチェック機能による入力や計算の誤りの防止の他、eLTAXの地方税共通納税システムにより、毎月納入する特別徴収税額についても、すべての市町村を一括で電子的に納入することも可能です。

また、現在基準年（前々年）に提出すべき所得税の源泉徴収票の枚数が100枚以上の場合に電子申告（eLTAX）等による提出が義務づけられているものが、令和6年度税制改正で令和9年1月1日以後提出すべき調書について30枚以上に引き下げられます。

これらのことから、ぜひ電子申告・納税（eLTAX）をご利用ください。

eLTAX（エルタックス）のご利用について、詳しくは、下記ホームページをご覧ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp/>



個人住民税等の特別徴収について

給与支払者（事業主等）の皆さまには、従業員等の個人住民税等の特別徴収（給与からの差引き）の徹底にご協力をいただいています。令和7年度の給与支払報告書の作成及び提出においても、引き続きご協力くださいますようお願いいたします。

なお、特別徴収できない理由に当てはまる従業員等は、普通徴収（個人で納付）とすることができます。普通徴収を選択する場合は、普通徴収への切替理由書や給与支払報告書に特別徴収できない理由等を明記して提出する必要があります。詳しくは、各市町村のホームページ等をご確認ください。

原則

特別徴収

右の例にある特別徴収できない理由に当てはまる場合のみ普通徴収とすることができます。

給与支払者や従業員等の意思により普通徴収とすることはできませんので、ご注意ください。

普通徴収

例① 退職者（給与支払報告書の提出前の退職）及び退職予定者（同書の提出後に退職予定）の場合

例② 給与等から差引きできない（差引額が給与等支給額を上回る）場合

例③ 毎月の差引きができない（給与等の支給が不定期等）場合

例④ 乙欄対象者の場合

※ 市町村ごとに異なる場合がありますので、詳細は別途各市町村のホームページ等をご確認ください。

特別徴収とは、給与支払者（事業主等）が、従業員等の個人住民税等を給与から差し引いて、市町村ごとに納入していただく制度です。

●詳しくは、各市町村へお問い合わせください。